

令和8年第2回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和8年2月3日（火曜日） 14時00分～15時18分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 2番 小野 隆壽、 3番 高島 千恵美、 4番 飛高 聖悟、
6番 伊藤 文士、 7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、 9番 田原 俊秀、
10番 吉岡 薫、 11番 波戸崎 孝、 12番 三又 勝弘、 14番 矢野 弥平、
15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸、

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁、 佐伯4区 吉良 勝彦、 佐伯11区 高島 相吉、
宇目1区 岡田 安代、 直川1区 曾根田 正弘、 米水津区 坪矢 一義、
蒲江3区 後藤 正、

事務局： 事務局長 市樂 栄作、 局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、 副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子、 主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

それでは定刻になったようでございますので、ただいまより、令和8年第2回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員でございますが、茅田委員、山田裕也委員、それから小野美智子委員が遅れてくる。あと、山田美之委員も遅れてくるようです。

従いまして農業委員17名中、ただいまの出席委員は13名でございます。

よって農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、当該案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。

山田美之委員が到着しましたので本日の出席委員は、13名を14名に訂正をさせていただきます。

はい。戻ります。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)議案第3号から(3)その他の①非農地証明願についてまででございますので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席されて結構でございます。

それでは宮協会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。皆さんご苦労さまです。

第2回の農業委員会も、皆様のご協力のおかげで無事に開催できますこと、大変ありがたく思っております。心からお礼を申し上げたいと思います。

そうですね、前回の農業委員会以降の経過について若干触れさせていただきたいと思いますが、1月16日に佐伯市農政施策に関する要望提言書、これを市長の方に提出いたしました。

意見交換会の中で市長が1次産業に対して、どういう考えを持っているのかということもお聞きしましたけども、非常に前向きな、期待できるような答弁がございまして、本当にありがたかったなというふうに思っておりますし、その後ですね、その日は夕方6時から、農業委員と推進委員さん、それに市長も交えて、それと農林水産部長ほか管理職の皆さんにもおいでいただいて、新年会ですけども意見交換会みたいな形で実施をさせていただきました。

非常に有意義な時間だったかなというふうに思っております。

二次会の方もですね積極的に皆さん参加していただきまして本当にありがとうございました。

それからですね、1月26日に、家族経営協定の調印式がございました。

澤邊恵さんと憲一郎さんご夫妻ですね、宇目の大平の方なんですけども、私と岡田推進委員さんが出席してきました。

それで私はその中でですね、農業者年金のことについても挨拶の中で触れさせていただきました、詳しいことについては、担当の矢野弥平さんの方に相談してみてくださいということで、投げかけておりますので、矢野さんよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからですね、今度の農業委員会だよりですね、3月号が発刊される予定です。

3月の市報と一緒に配布する予定ということでございまして、非常に広報委員の皆さん方には、本当に感謝を申し上げたいと思います。

今回で10号の発刊ということでございます。本当にお疲れ様でございました。

それからですね今度は、嬉しいニュースなんですが、大分県農業賞として、企業の個人経営部門ですね、塩月吉伸委員の息子さん夫婦が最優秀賞をいただくということが報道されておりました。

受賞の理由は規模拡大や安定した高品質生産、相対取引の増加により売り上げを伸ばし、高い利益率を実現しているということが、表彰の理由でありますけれども、とにかく、大分県農業賞として最優秀賞をいただいたという、塩月勝行、真知子ご夫妻に、そしてまた塩月委員にも、塩月委員はもう以前にこの賞をもらってるといことのようにですけども、お喜びを申し上げたいと思います。皆さんでお祝いを申し上げていただきたいなというふうに思っております。

それから今度はですね、これ2月の20日に表彰式があるんですね。

はい。それともう1つはですね、今度は2月の9日に、大分県の麦作共励会がでございます。

これにですねまた佐伯からですね、弥生の山梨ファームが最優秀賞と、そして推進委員の藤原映治君が優秀賞に輝いたということでですね、特にこれ、農家の部ということで、優秀賞とともに、この副賞として大分県知事賞を山梨産業、そして全国農業協同組合連合会大分県本部長賞として藤原映治君が受賞をされるということでこれもめでたいことだなと思っております。

このことをまずご報告を申し上げておきたいと思えます。

そしてまたですね、今、もう1月の末以降ですね、新聞市場は選挙1色という中で、1月の31日時事だったかな。

ここに書いてある、県内の農業経営体5年間で23%減ということで5年間に、4546経営体がもうなくなったという報道が出ておりましたけども、主な原因としてやっぱり高齢化による離農が要因ということで、これがまた佐伯でどのくらいあるんかと、今聞いたらですね、担当がちょっとなくて、佐伯の分はわかってないんですけども。

いずれにしても、しっかり農業委員さん達から頑張ってもらわないと、遊休農地が増えてくるんじゃないかなというふうに危惧しているところであります。

そしてまたもう1つがですね、これが2月の1日。

米増産生産調整かというのが一面に出ておりました。

日本の食農家をどう守るかというふうなことで出ておりましたけども、これについてもですね、石破政権のときと、高市政権になってからいろいろな政策が変わってきておりますけれども、これがどう評価するかというこれがもう選挙の争点になっているところでございます、1つはですね。佐伯の方は米に関して増産をするのか減産なのかという目標値を伺ったところ、2%伸びというふうな状況のようでございます。

いずれにしても米農家にとっては非常にこれからの、生産を継続的にやっていくための、目標ちゅうのかなそれが見えない。

どうする、どうすればいいんだろうかちゅうような状況ですけども、もう、まず、来年の米については若干下がってくるのかなというふうな状況でございます。

これもですね、また、こういうことになれば農業委員さん方にまた、ご苦労があるのかなというふうに感じているところでございます。

そういうことで報告と、それからまた、新聞に載ってることについて少し触れたんですけども、今日は議案の方もですね、3条と5条ということで、一気に休憩をせずにですね、いきたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

(局長)

はい。はいありがとうございます。

昨年来からですね委員さんに関係する方々の表彰等がありまして大変喜ばしいことだと思います。おめでとうございます。

それでは、これより先につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

はい。それでは、しばらくの間議事進行を務めさせていただきますが、ちょっと挨拶の中で漏れましたけども、副会長の冨田委員は、今日はですね大分県の認定農業者の関係の業務があつてですね、県の会長がちょっと都合で出席できないということで冨田副会長がそちらの方に行っているということで、こちらに出席できないってことで皆さんよろしくと申し出てくださいという伝言がありましたので、私がちょっと漏らしておりました。大変申し訳ありません。

それでは早速いきたいと思いますが、農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。議事録の署名を6番伊藤文士委員、7番竹中裕子委員にお願いします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

着座にて説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、2,594平米です。

農地法第4条の規定による許可申請は、先月に引き続きございません。

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、2,692平米です。

議案第3号及び4号に関する合計件数は12件。合計面積は、田が792平米、畑が4,494平米で、総合計面積は5,286平米です。

以上のとおりでございますので、慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

はい。ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等はございませんか。

はい。ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の、すいません失礼しました。

説明の後ですね、出席委員が欠席しておりますので、代理として、飛高委員に意見ををお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や果樹を栽培してることです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人1人で行っているとのこと。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は11.5aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、飛高委員をお願いします。

(飛高委員)

特に問題はありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当する、委員からの意見が述べられました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の2番及び3番については申請案件ごとに申請位置及び、譲り渡しの欄に示す申請人は異なりますが、譲受人の欄に示す申請人は同一人であり、申請内容も同一でありますので、一括して審議いたします。

なお、事務局の説明の後、高島推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。関連がありますので3条の2と3を一括して説明させていただきます。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

譲受人は自己所有地で、米や野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行っているとのこと。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は72.45aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして、高島推進委員をお願いします。

(高島推進委員)

問題ありません。

(会長)

事務局から説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の2番及び3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番及び3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、事務局の説明の後、坪矢推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と姉の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

譲受人は現状住んでいるところが米水津ではないですが、農地の近くくに引っ越す予定とのことです。

取得後の耕作面積は12.05aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、坪矢推進委員をお願いします。

(坪矢推進委員)

はい。特に問題はございません。

(会長)

ありがとうございました。

事務局から説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は農用地区域及び外の農地です。
譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人1人で行っているとのことです。
農地取得後は果樹を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は26.53aとなります。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま
事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。
事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。
それでは3条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして3条の6番について、事務局の説明の後、岡田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は、農用地区域外の農地です。
農業は手作業で行うとのことです。
農業は譲受人と妻の2人で行う予定とのことです。
農地取得後は梅を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は1.47aとなります。
譲受人の住所は現在米水津ですが、宇目にも家があるため、そこを拠点に農業を行うとのこと
です。
今後農業を行うので申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われま
事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、岡田推進委員お願いします。

(岡田推進委員)

何も問題はないと思います。今、米水津ですけど、ここに月の半分は来て仕事をしています。地域の人とも交わっているのも何も問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第3条に関する6件の審議を終わります。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書5ページの5条の1番について、事務局の説明の後、清田推進委員がですね、諸事情により対応できませんでしたので、現地調査を行った、田原農業委員より意見をお願いします。

(事務局)

はい。農業委員会事務局、大良です。

5条の1番について説明させていただきます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田んぼです。駐車場の用途による申請です。

申請者は申請地周辺で調剤薬局を経営しており、従業員用の駐車場が不足しており、そのため駐車場を新設する計画です。

申請地では、普通車約21台分の駐車場を整備します。

造成工事は盛土を行います。擁壁を設置し土砂が流出しないよう対策を行う計画です。

なお、この盛土工事は、大分県の盛土規制法の許可を、令和8年1月20日付で受けております。

雨水は排水側溝に流れます。このため土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われま。

水利権につきましては、小田井堰土地改良区から転用について差し支えないと意見書が提出されております。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当します。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして、田原委員お願いします。

(田原委員)

周りの状況からしましても問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と現地調査を行った農業委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等をまとめたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の2番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。5条2番について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

今回蓄電施設の用途による申請です。

申請者は電気事業を営んでおり、ここに蓄電施設を設置する計画です。

また、申請地と隣接する964番地目宅地、2ノ964番1地目雑種地と一体的に整備する計画です。

申請地では、蓄電ユニットを4ヶ所設置し、大型トラックの搬入、転回スペースを確保する予定です。土地の造成はコンクリート舗装を施工します。盛土は実施しません。

雨水は自然流下及び排水側溝に流れます。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

以上です。よろしくをお願いします。

(会長)

はい。続きまして、後藤推進委員をお願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思われれます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

蓄電施設、蓄電事業者というのを、私すいません初めて目にして耳にしたんですけれども、

九電等の発電送電事業者とは違うものなんでしょうね。

具体的にどのような事業を行っておるのか教えていただければと思います。

(会長)

はいどうぞ、事務局。

(事務局)

はい。吉岡委員の質問にお答えさせていただきます。

吉岡委員のおっしゃるとおり、九電のような送電事業者とは違うものになります。

今回、譲受人が行う電気事業、蓄電設備というのが何になるかといいますと、電気料金が安い時間帯の料金を、蓄電設備で蓄え、それを今度電気料金が安い時間帯で、必要なときに売ると、販売するとそこで利益を得る、そういったところがございます。

そういった事業を行う事業者でございます。

以上です。

(会長)

よろしいですか。納得するまで聞いてください。

(吉岡委員)

地区の住民等になるんですかね、これ。

(会長)

事務局どうぞ。

(事務局)

この顧客といいますか、この電気を買う事業者は何たるかというのは、顧客ではなくてですね、そういった電気を購入する、そのまた業者さんがいらっしやいまして、そういったところに販売するということです。

(会長)

はい。いいですか。他にございませんか。ありませんか。

はい。矢野委員。

(矢野委員)

矢野 14 番。ここの業者家に来たんですけど、とにかく家から大分離れても音がするというようなことで、ちょっと話を聞いてうちもそれ困るなということでやめたんですけど、その点については、農業委員だからあんまり関係はないんでしょうけど、音の問題が出るんじゃないかなっていう心配してます。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

音の問題についてなんですが、特にこの申請者または代理申請人と話をする中で、騒音となるような音は出ないんじゃないかなと思っております。

お願いします。

(会長)

はい。他にございませんか。

はい。ないようですので取りまとめたいと思います。

はい、事務局ですね。

(事務局)

この蓄電設備を設置する際は、地元区長の同意書をいただいておりますので、区の意見は聞いておるところであります。

補足説明させていただきます。

(会長)

はい。それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の3番について事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。5条の3について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種の農地の畑です。

譲受人は、事業として貸資材置き場を設置する計画です。

貸付先には候補があり、近隣の漁業関係者の資材置場スペースが不足しているため、転用許可がおりた際は、こちらを整備し、そちらの漁業関係者に貸し付ける予定だそうです。

また、造成は整地のみのため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思われます。

雨水は自然流下します。水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当します。

よろしくをお願いします。

(会長)

続きまして後藤推進委員をお願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の4番について。

山田美之農業委員が申請者の代理人となっておりますので、佐伯市農業委員会会議規則第10条の規定により、当該案件の審議が終了するまで退席を願います。

改めまして5条の4番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。では5条の4について説明いたします。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。

申請地は一般住宅としての用途の申請です。

譲受人は、家族が増えたことで、現在の借家が手狭となったため、申請地に住宅を新築する計画です。

今回申請地では、軽量鉄骨2階建て、建築面積86.91平米の住宅を建築し、敷地には駐車スペースを家族用、来客用合わせて5台分設けます。

また、現在申請地には、農業用倉庫が設置されていますが、転用許可があり、住宅を建築する際には、取り壊す計画です。

そして、汚水処理及び生活排水は公共下水道に接続し処理します。

雨水は自然流下並びに隣接する排水側溝に流れます。

水利権はありません。許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。

以上ですよろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。特に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

山田美之委員は席にお戻りください。

はい。続きまして5条の5番について事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。次に5条の5について説明いたします。

農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

譲受人は、関西在住で仕事の退職を機に帰郷するため住宅を建築する計画です。

申請地では、建築面積103.51平米の、木造平屋建ての住宅を建築する予定です。

なお、駐車場を設置し、乗用車1台分のスペースを確保します。

また、本申請地は、譲渡人が令和7年2月に3条許可を受けて取得しております。

今回、譲渡人の弟である譲受人が帰郷することと、現在住んでいる住宅が老朽化していること、さらに、住宅を建てるための代替地が他にないため、やむを得ず申請地に住宅を建築する計画です。

土地の造成は整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはありません。

汚水や生活排水は合併浄化槽にて処理し、隣接する側溝に流します。

水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして後藤推進委員申し上げます。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の6番について、事務局の説明の後、吉良推進委員の意見を申し上げます。

(事務局)

はい。では5条の6について説明いたします。

農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

申請地は、資材置き場兼通路の用途による申請です。

船舶用鉄骨台の資材置き場や、業務用車両の通路として活用します。

しかしここが、平成 18 年ごろから、転用許可を受けず使用していたため始末書が添付されております。

すでに事業を行っておりますので、新たに土砂の流出などの心配はありません。

水利権もありません。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当します。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして吉良推進委員。

(吉良推進委員)

はい。申請までの書類提出については多少問題があったと思いますが、結果については周辺に及ぼす影響はないと思います。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 6 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 6 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第 5 条に関する 6 件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第 3 号、農地法第 3 条の 6 件につきましては、許可したいと思います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の 6 件につきましても許可したいと思います。

続きましてその他の項目の、①の非農地証明願についてを議題といたします。

番号 1 について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願 1 番の説明をいたします。

申請地の調査は、1 月 16 日に担当区の曾根田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市直川大字赤木の 1 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 3 年 12 月ごろに、農地法の許可を得ずに車庫を建築し、住宅用地として利用し、約 34 年経過しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものでありかつ建築

後、20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして曾根田推進委員お願いします。

(曾根田推進委員)

はい。特に問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号2番について、本日、担当推進委員欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願2番の説明をいたします。

申請地の調査は1月16日に、担当区の三又推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市鶴見大字有明浦の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成元年1月ごろに、農地法の許可を得ずに車庫及び車庫を建築し、約37年経過しております。

現況は前方面面に映し出しているとおりで建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それで番号2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号3について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願3番の説明をいたします。

申請地の調査は1月16日に担当区の後藤推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市蒲江大字畑野浦の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、平成3年の国土調査のときに、現地確認不能地とされ、地籍図中に本件の土地の表示はありません。

しかし、旧土地台帳と照合してみると、道路敷地の一部内に存在することが疑いなく明白と判断されます。

また、市道管理課からは、畑野浦中央線敷地内に存在する旨の証明書が発行されております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、市道として使用されているものであり、かつ転用後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして後藤推進委員をお願いします。

(後藤推進委員)

はい。特に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それで番号3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号4について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願4番の説明をいたします。

申請地の調査は1月16日に担当区の後藤推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市蒲江大字西野浦の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 51 年 1 月ごろから、耕作放棄されたため、樹木等が自生し、山林化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 4 番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 4 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する 4 件の審議を終わります。

続きまして、その他の項目の②農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。よろしくお願ひいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画（案）に沿って説明させていただきます。

2 枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和 8 年 4 月 1 日開始分の、57 件になります。

内訳としまして、契約期間 5 年のもの、新規で登記地目田、31 筆、2 万 630 平米。

契約期間 10 年のもの、新規で登記地目田、1 筆、1053 平米。

契約更新で登記地目田、24 筆、3 万 5,671 平米。

契約期間 17 年 9 月のもの更新で、登記地目田、1 筆、296 平米。

以上合計 57 筆、面積が 5 万 7,650 平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい、どうぞ。

(吉良推進委員)

すいません、推進委員も良いのかな。質問良いよね。

利用権の設定も含んでのことやな。

最近の利用権の設定をちょっとよくわからんよ。

ある人は、利用権の設定までしとったのに、市役所から送ってこられた書類が、10年の継続で送ってきたということで、私にどういったものかということで相談があったんじゃわ。

その方は、10年なんて私生きちょらんから、そんな契約できんのやということで質問がありました。

で、矢野さんもうちにも1回来れへんかったかな、10年契約で。

うちの女房の土地なんだけど、私も10年ができないというような話で。

話し飛ぶんだけど、塩月委員さんが、利用権設定は、スムーズに行かれるというようなちょっと、省略した発言で申しわけないんだけどそういうふうな話を言われたんだけど、実際には、うちの方で利用権設定するのに、地元の組が繋ぎをしないとうまくいかないはずなんや。

郵送されて、10年契約続けてくださいというような文書になっとなるようにあるんよ。

そこんとこどげんなるん。

今まではこちらで、利用権設定してくださいって言って、推進委員やら農業委員やらが、地主に交渉して、信用えて、じゃあ3年な、2年な、ということでやとったんだけど、このうち私が1件だけ出したときに、何か受け付けられんような言い方をされて私まだ今だに持とんだけど、その辺のところちょっと、よくわからんよ。機構に預けるとか何とかいう。

機構が管理するとかいうことで、市の方は全くタッチしてないのような言い方されるかと思うと、いやいや、やっぱり多少は関係しとる。

ちょっと質問がバラバラで悪いんだけど、今までと違ってきてるような利用権の設定になっとなるから、その辺を教えてくださいということ。

(会長)

はい事務局。

(農政課)

農政課の矢野です。

先ほど言われてた、市役所から更新のお知らせが来て、前はできてた1年、2年の利用権設定の更新ができないっていうのは、今はなくなった基盤法による利用権の設定のことかなと思います。

今、私が説明した、農地中間管理機構を通じての利用権設定につきましては、原則が、貸付期間は10年となっています。

実際の取り扱いとしては、最低5年間で契約することができるような取り扱いとなっております。

(事務局)

こちらが掴んでる情報としては、今年度から契約がもう前の利用権はなくなって、全部中間管理の契約に統一されているということで伺っております。

(農政課)

まだ、契約期間の残っているものは、基盤法の利用権設定が残ってるんですけど、更新としては、更新できなくて、中間管理機構での利用権設定を案内しているところかと思います。

(事務局)

すいません、推進委員さんとか農業委員さんが間に入って、取り持ってもらうのは全然問題ないでしょ。その中間管理の契約にしても。例えば3年契約でずっとした方がまた3年契約続けるかっていうとちょっとそれはできなくなってるということになります。だから、最低今の話だと5年間で結んでくださいということだと思います。

契約期間中に何かでこう、切れることもあると思うんでそれは問題ない。

その都度処理をしてもらえてってことでいいですね。

とりあえず中間管理機構を通した契約一本で今はもう統一されてるということになります、契約のやり方としては。

(会長)

はい、吉岡委員。

(吉岡委員)

今吉良委員の疑問はもっともだと思うんですよ。

これまで個人間で、お宅に使ってもらっていいよといったような約束利用権ですね。

それを前提に、農地の貸し借りやとったわけなんですよ。

ただ、中間管理機構という機構が整備されて、法も整備されて、いわゆる地主は中間管理機構に貸すと。その借りた土地を、中間管理機構から耕作者が借り受けると。

その間には、利用権の設定という行為全く必要ないわけなんですよ。

だけれども、今吉良委員がご発言されたように、そこのところを、住民の方にはきちんとアナウンスできてないんですよ。

だから今でも、中間管理機構に地主が土地を貸し付ける際に、いわゆる耕作する方は実際に、事前に利用権、あんたんとこで使っていいよといったような約束をした上で、中間管理機構に貸し付けて、機械的に中間管理機構を通して、耕作者は借りるといったような、もう慣習的な、そういう仕組みがまだ破られてないわけなんですよ。

そこのところをちゃんと、そういった事前の話は必要ないんですよ、といったことを、きちんと中間管理機構なり、担当課の方から、住民の皆様に、説明する必要があるなと私はもう本当最近ずっと思ってるんですよ。

以上です。

(吉良推進委員)

もう推進委員の活動でいろいろとやっとなるじゃ。不耕作地をなくしましたとか、まだあるじゃろ、相談を受けたとか。

いや、もう時間くいとすぎて悪いけ、もうこの辺であれするわ。

大体、こちらの言おうとしたことは、今までのようなやり方であれば、高齢者でも何でも一筆でも理解しやすいんだ。

だけでも5年とか10年とか、そういう形になってくると、いや私はもうそこまで生きとるんか、そういうのはしませんという話。

この間も、うちのグループの組が、農地のことで、小作しよったけど利用権設定してないから、もうしませんというような返事がかえってきたわけ。

だから、要は不耕作地ができる防止のためにやっとなるのは、今のような形じゃったら逆行になるということのを心配しとるわけ。

ただある程度個人個人で信用して、今後はやっていかなしょうがないんかなと私は思うと、機構通さんで、5年以上とかせんちゅうことやから。

(会長)

ちょっと待ってください。局長。

(事務局)

はい。すいません。

吉良委員さん、吉岡委員さん、ご意見についてはこちらもご理解してます。ただ、今ですね、大変申し訳ないんですけど、ちょっと今、促進計画の、認定の部分がございます。

今言うように、やっぱ周知が足りないとかですね、制度がもう少し浸透していないという部分の疑義ではなかるうかと思えます。

そういった部分につきましては私の方で責任を持ってですね、農政課等と協議をしてですね、必要な周知を図るということを求めたいと思えますが、それでご理解をいただければと思えます。

(吉良推進委員)

そういうことで、私、全体的な農業委員会の中の取り組みで、1つはこうやって1つはこうやっちゃう。連帯性が欠けた部分があるんじゃないですか。

不耕作地を残すためどうしたらいいんですかという取り組みしとる中で、片一方は切り捨てするような話。

そういうことしたらどういう仕事をして今後していくんですかということの、ちょっと疑問を持っています。

(会長)

はい。他にございませんか。

はい。波戸崎委員。

(波戸崎委員)

11 番の波戸崎です。

ちょっと話をついてしまって申し訳ないんですけど、先ほど吉良委員が冒頭に言われた、この利用権のことについて勉強会か何かをしたのかなということと言われたと思うんですね。

これ、今度定期検討会の際の議題にして、行政の担当職員もそうですし、中間管理機構の職員もそうですし、皆さんが集まってですね、地域の、土地の所有者の方に説明ができる形っていうのを皆さんで共有したほうがいいんじゃないかならうかと思いました。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。

局長。

(事務局)

はい。大変貴重なご意見ありがとうございます。

早速4月にですね、3ヶ月に1度の定期検討会があります。

おそらくその時間で十分対応できるかと思っておりますので、そういった旨で対応したいと思います。

ありがとうございます。

(会長)

はい。他にございませんか。

ないですね。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について賛成される方の挙手を求めたいと思います。はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議は終わります。

これにてすべての日程が終了いたしました。

令和8年第2回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆さん、お疲れ様でした。

(15時18分閉会)